

旭川医科大学事務局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田晃敏

旭川医科大学事務局組織規程の一部を改正する規程

旭川医科大学事務局組織規程（平成16年旭医大達第23号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>（部及び課）</p> <p>第1条 事務局に、総務部、病院事務部及び教務部を置く。</p> <p>2 総務部に、総務課、<u>人事課</u>、企画評価課、研究支援課、会計課及び施設課を置く。</p> <p>3 病院事務部に、経営企画課及び医療支援課を置く。</p> <p>4 教務部に、学生支援課、図書館情報課及び入試課を置く。</p> <p>（総務課）</p> <p>第2条 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 大学の事務についての総括及び連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 儀式その他諸行事に関すること。</p> <p>(3) 学長選考会議、役員会、教育研究評議会、経営協議会、教授会その他の会議（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(4) 大学の組織の設置及び改廃に関すること。</p> <p>(5) 規則（学則を含む。）その他諸規程の制定及び改廃に関すること。</p>	<p>（部及び課）</p> <p>第1条 事務局に、総務部、病院事務部及び教務部を置く。</p> <p>2 総務部に、総務課、企画<u>広報</u>評価課、研究支援課、会計課及び施設課を置く。</p> <p>3 病院事務部に、経営企画課及び医療支援課を置く。</p> <p>4 教務部に、学生支援課、図書館情報課及び入試課を置く。</p> <p>（総務課）</p> <p>第2条 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 大学の事務についての総括及び連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 儀式その他諸行事に関すること。</p> <p>(3) 学長選考会議、役員会、教育研究評議会、経営協議会、教授会その他の会議（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(4) 大学の組織の設置及び改廃に関すること。</p> <p>(5) 規則（学則を含む。）その他諸規程の制定及び改廃に関すること。</p>

- (6) 学術団体等との連絡に関する事。
- (7) 渉外に関する事。
- (8) 情報公開に関する事。
- (9) 個人情報に関する事（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 訟務に関する事。
- (11) 公印の管守に関する事。
- (12) 法人文書類の発受及び審査に関する事。
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)
- (13) 卒後臨床研修に関する事。
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)
- (14) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関する事。
- (15) 学内の警備取締りに関する事。
- (16) 防災に関する事。
- (17) 一般教育の事務に関する事（他の課の所掌に属するものは除く。）。（新設）

- (6) 学術団体等との連絡に関する事。
- (7) 渉外に関する事。
- (8) 情報公開に関する事。
- (9) 個人情報に関する事（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 訟務に関する事。
- (11) 公印の管守に関する事。
- (12) 法人文書類の発受及び審査に関する事。
- (13) 職員の任免、分限、懲戒及び服務に関する事。
- (14) 職員の給与に関する事。
- (15) 職員の定数に関する事。
- (16) 職員の研修及び勤務評定に関する事。
- (17) 職員の健康管理、安全保持及び災害補償に関する事。
- (18) 退職手当に関する事。
- (19) 職員団体に関する事。
- (20) 医師の派遣に関する事。
- (21) 卒後臨床研修に関する事。
- (22) 栄典及び表彰に関する事。
- (23) 人事記録その他人事に関する事。
- (24) 給与等の支給、所得税等の徴収に関する事。
- (25) 共済組合に関する事。
- (26) 社会保険及び雇用保険に関する事。
- (27) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関する事。
- (28) 学内の警備取締りに関する事。
- (29) 防災に関する事。

(18) 大学の広報活動に関すること（他の課の所掌に属するものは除く。）。（新設）

(19) 旭川医科大学基金に関すること。

(20) 機能強化経費の事務に関すること（他の課の所掌に属するものは除く。）。

(21) その他他の部及び課の所掌に属しない事務に関すること。
（人事課）（新設）

第3条 人事課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 職員の任免、分限、懲戒及び服務に関すること。

(2) 職員の給与に関すること。

(3) 職員の定数に関すること。

(4) 職員の研修及び勤務評定に関すること。

(5) 職員の健康管理、安全保持及び災害補償に関すること。

(6) 退職手当に関すること。

(7) 職員団体に関すること。

(8) 医師の派遣に関すること。

(9) 栄典及び表彰に関すること。

(10) 人事記録その他人事に関すること。

(11) 給与等の支給、所得税等の徴収に関すること。

(12) 共済組合に関すること。

(13) 社会保険及び雇用保険に関すること。

(14) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。

(15) その他人事に関すること（他の課の所掌に属するものは除く。）。

（企画評価課）

第4条 企画評価課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 大学運営に係る施策に関する総合的な調整に関すること。

(2) 中期目標・中期計画及び年度計画に関すること。

(30) 基金事務に関すること。

(31) 機能強化経費の事務に関すること（他の課の所掌に属するものは除く。）。

(32) その他他の部及び課の所掌に属しない事務に関すること。

（企画広報評価課）

第3条 企画広報評価課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 大学運営に係る施策に関する総合的な調整に関すること。

(2) 中期目標・中期計画及び年度計画に関すること。

(削除)

- (3) 調査統計その他諸報告に関すること。
- (4) 大学の教育研究活動等の点検及び評価に関すること。
- (5) 教員の評価に関すること。
- (6) その他評価に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

第5条～第17条

附 則

この規程は、令和元年8月7日から施行し、改正後の旭川医科大学事務局組織規程は、平成31年4月1日から適用する。

【改正理由】

平成31年4月1日付けの事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。

(3) 大学の広報活動に係る企画及び立案に関すること。

- (4) 調査統計その他諸報告に関すること。
- (5) 大学の教育研究活動等の点検及び評価に関すること。
- (6) 教員の評価に関すること。
- (7) その他評価に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

第4条～第16条